

前橋市清掃等役務提供業務委託最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第7条第3項の規定に基づき、市が発注する清掃等役務の提供に係る業務（以下「役務業務」という。）の委託の競争入札に係る最低制限価格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設定する業務は、次に掲げる業務（契約の期間が1か月以上のものに限る。）のうち、契約の期間中において契約の相手方の使用人を当該業務に継続して配置する必要があると認められるもので、競争入札に付するものとする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 警備業務（機械警備のみの場合を除く。）
- (3) 施設又は設備の運転管理業務
- (4) 施設又は設備の保守点検業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に10分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(最低制限価格の記載)

第4条 この要領の規定により、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により、最低制限価格を設定するときは、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名通知書において、その旨を明記するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を失格とするものとする。この場合において、入札執行者は、すべての入札者に対してその旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、これらの者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするものとする。

3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、入札執行者は、直ちに再度の入札に付するもの

とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年1月1日以後に入札の公告を行った業務及び指名の通知をした業務から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日より施行する。